

求人者・求職者の皆様へ

・事業所名 有限会社 S A I 許可番号 (23-ユ-300617)

●取扱職種の範囲等

・職種は全職種（港湾運送業務と建設業務を除く）・地域は国内

※ただし、若者雇用促進法第 11 条によって、公共職業安定所が求人不受理とする

ことができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者からの学校卒業見込者

等であることを条件とした求人は取り扱いません。

●手数料に関する事項

- ・ 求人者から徴収する手数料については別紙手数料表（消費税を除く）のとおりです。
- ・ 届出手数料率は上限であり、実際の手数料については求人者と別途利用申込書・契約書等にて取り交わすものとなります。
- ・ 求職者からは手数料は徴収いたしません。

●苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。

苦情申出先： 職業紹介責任者 尾關 将宗 連絡先(052)784-7474

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

- 第 1 条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は職業紹介課の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者尾關 将宗とする。
- 第 2 条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第 1 条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
- 第 3 条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
- 第 4 条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者尾關 将宗とする。

●返戻金制度に関する事項

- ・ 当事業所は返戻金制度を設けています。

自己の都合による 1 か月未満の退職の場合 80% 1 か月以上 3 か月未満での退職の場合 50%

※職業安定法第 32 条の 13、同法施行規則第 24 条の 5 取扱職種の範囲等の明示です。